

ストレスチェックに関する省令及び指針の解説

改正労働安全衛生法で事業者求められる ストレスチェック制度の詳細(平成27年12月実施)

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

平成26年6月25日に公布された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対してストレスチェックと面接指導の実施等を、事業者に義務づける制度が創設されました。

職場におけるストレス要因を評価し職場環境の改善につなげることでストレスの要因そのものを低減させるものであり、さらにメンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

平成27年12月の実施前に、事業者による方針の表明、衛生委員会での調査審議、労働者への説明・情報提供、医師・保健師等によるストレスチェックの実施等の対応について専門家が解説いたします。

記

- 1 日時 平成27年5月29日(金) 13:30~16:30 (開場・受付は13:00~)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 北岡大介氏 (北岡社会保険労務士事務所代表)(元労働基準監督官)
- 4 内容 ① 平成26年6月の改正労働安全衛生法の背景・経緯など
② 省令・指針(ガイドライン)など
③ 想定される課題と企業における対応のポイント
- 5 受講料(テキスト、消費税含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円
- 6 定員 30名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から5月22日まで2週間ない場合は5月22日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入ください(例0529 OOカイヤ等)			

- ③受講の取消:5月22日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692